

社会福祉法人愛誠会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛誠会（以下「当法人」という。）定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第4条に定める事務所を勤務場所とし、週3日以上当法人の業務に従事する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第12条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する費用弁償の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬について、毎月職員給与の支給日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第2条第2項に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。

別表第1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円

別表第2（常勤役員の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.5ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月分

別表第3（常勤役員の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

別表第4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	6,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

（2）理事・監事

	日額
理事会等会議への出席	6,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

別表第5（職員給与との併給）

①当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、職員給与に加えて理事報酬を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 600,000 円

②当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、理事報酬と職員給与の合計が下記の範囲内において理事報酬を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 1,400,000 円